

児童相談所整備事業に係る基本構想

2020.03

こども未来部児童相談所

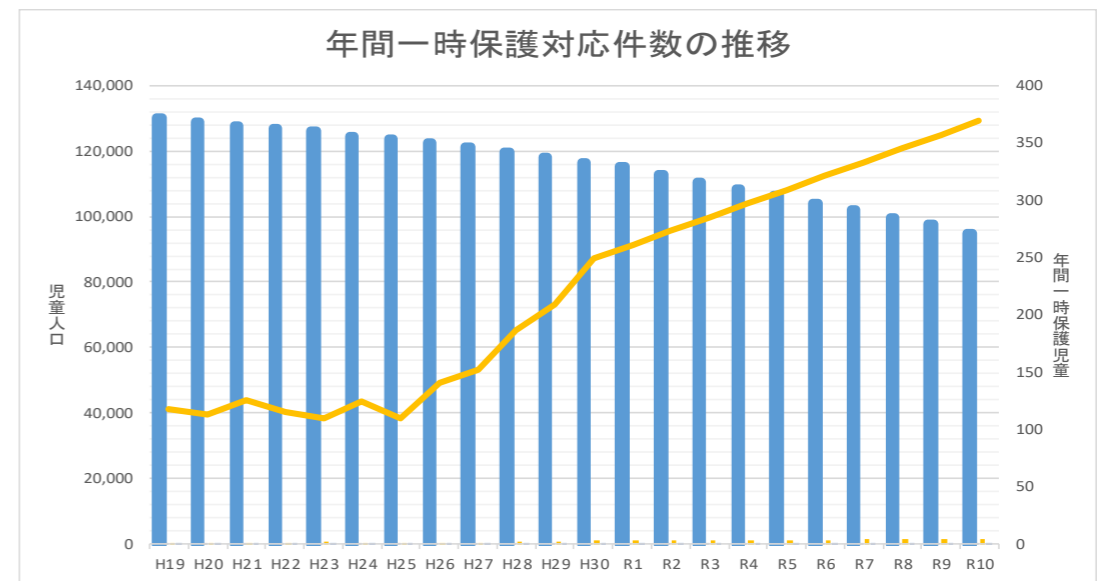
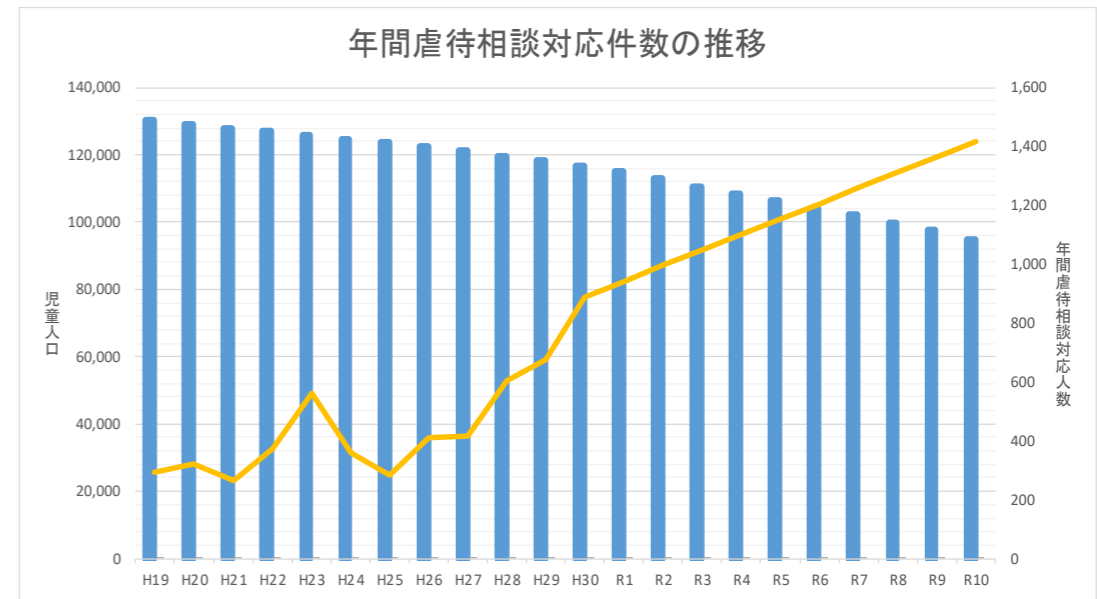
1. 児童相談所の状況

(1) 近年の児童を取り巻く現状

これまで、児童相談所はあらゆる児童相談について対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談対応件数が増え続け、緊急かつ高度な専門的対応が求められていることから、より体制の強化が必要な状況である。

(2) 新潟市の相談件数、対応件数の推移

児童数(0歳～17歳)は、減少傾向であるが、年間相談受付件数は平成19年度を基準に平成30年度は159%の増、年間一時保護対応件数は平成19年度を基準に平成30年度は211%の増加を示し、令和元年度では定員を超える一時保護が常態化している。本市に限らず全国的に相談件数は顕著な増加傾向であり、相談機能、一時保護所機能の見直しが急務である。



年度	児童人口 (0歳～17歳) 合計[人]		年間虐待相談 対応件数[人]		1日当たりの平均 虐待相談対応件数[人]		年間一時保護 実対応件数[人]		年間一時保護 延対応件数[日]		1日当たりの 平均一時保護 対応件数[人]	
	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	増減割合	
平成19年度	130,214	100.00%	295	100.00%	0.81	100.00%	118	100.00%	3,795	100.00%	10.40	100.00%
平成20年度	129,019	99.08%	319	108.14%	0.87	107.41%	113	95.76%	6,534	172.17%	17.90	172.12%
平成21年度	127,797	98.14%	266	90.17%	0.73	90.12%	126	106.78%	6,291	165.77%	17.24	165.77%
平成22年度	126,861	97.43%	371	125.76%	1.02	125.93%	115	97.46%	5,362	141.29%	14.69	141.25%
平成23年度	125,981	96.75%	563	190.85%	1.54	190.12%	109	92.37%	4,210	110.94%	11.53	110.87%
平成24年度	124,393	95.53%	359	121.69%	0.98	120.99%	124	105.08%	4,225	111.33%	11.58	111.35%
平成25年度	123,840	95.10%	285	96.61%	0.78	96.30%	110	93.22%	4,235	111.59%	11.60	111.54%
平成26年度	122,327	93.94%	413	140.00%	1.13	139.51%	140	118.64%	3,734	98.39%	10.23	98.37%
平成27年度	121,143	93.03%	418	141.69%	1.15	141.98%	152	128.81%	3,514	92.60%	9.63	92.60%
平成28年度	119,527	91.79%	605	205.08%	1.66	204.94%	186	157.63%	3,428	90.33%	9.39	90.29%
平成29年度	118,210	90.78%	676	229.15%	1.85	228.40%	209	177.12%	4,177	110.07%	11.44	110.00%
平成30年度	116,512	89.48%	888	301.02%	2.43	300.00%	249	211.02%	5,102	134.44%	13.98	134.42%
令和元年度	115,210	88.48%	941	318.98%	2.58	318.52%	263	222.88%	8,369	220.53%	22.93	220.47%
令和2年度	112,862	87.48%	994	336.95%	2.72	335.80%	273	231.36%	8,724	229.87%	23.90	229.81%
令和3年度	110,515	86.48%	1,047	354.92%	2.87	354.32%	285	241.53%	9,089	239.49%	24.90	239.42%
令和4年度	108,437	85.48%	1,100	372.88%	3.01	371.60%	297	251.69%	9,454	249.10%	25.90	249.04%
令和5年度	106,425	84.48%	1,153	390.85%	3.16	390.12%	309	261.86%	9,600	252.95%	26.30	252.88%
令和6年度	103,840	83.48%	1,206	408.81%	3.30	407.41%	321	272.03%	10,001	263.53%	27.40	263.46%
令和7年度	102,140	82.48%	1,259	426.78%	3.45	425.93%	333	282.20%	10,330	272.19%	28.30	272.12%
令和8年度	99,669	81.48%	1,312	444.75%	3.59	443.21%	345	292.37%	10,695	281.81%	29.30	281.73%
令和9年度	97,493	80.48%	1,365	462.71%	3.74	461.73%	357	302.54%	11,060	291.42%	30.30	291.35%
令和10年度	94,997	79.48%	1,418	480.68%	3.88	479.01%	369	312.71%	11,425	301.04%	31.30	300.96%

幼児の一時保護の推移(受入件数)

一時保護児童(年齢構成)

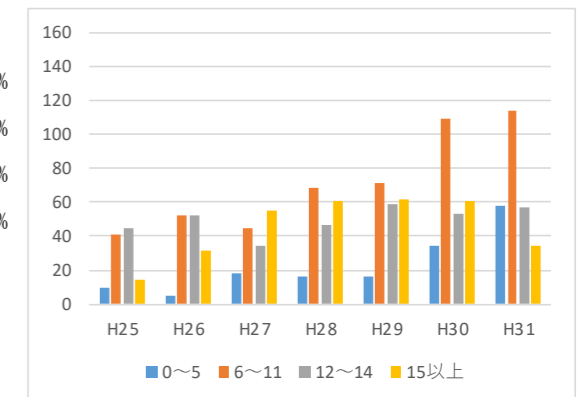
保護所	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	対H25
0～5	10	5	18	16	16	34	58	580%
6～11	41	52	45	68	71	109	114	278%
12～14	45	52	34	47	59	53	57	127%
15以上	14	31	55	61	62	61	34	243%
	110	140	152	192	208	257	263	

年延日数 4,235 3,734 3,514 3,428 4,177 5,102 7,811

幼児の伸び	50%	360%	89%	100%	213%	171%
-------	-----	------	-----	------	------	------

<傾向>

- ①虐待の増加とともに多子世帯の保護が増加している。
- ②保護者の低年齢化による養育困難な事例の増加
- ③幼児の対H25比、580%



①虐待の増加とともに多子世帯の保護が増加している。
②保護者の低年齢化による養育困難な事例の増加
③幼児の対H25比、580%

(3) 法改正を巡る動き

児童相談所の体制強化にあたり、H28年改正児童福祉法の配置基準に基づき、2017年度～2019年度の3か年において、段階的に児童福祉司及び児童心理司の増員を図ってきたが、相次ぐ児童虐待事案を受け、さらなる増員の配置基準が国から示されている。また、児童の一時保護にあたっては、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアの確保が求められている。

また、児童相談所に係る地方財政措置において、児童福祉司等の処遇改善に向けた特殊勤務手当の増額、児童相談所及び一時保護所の整備に関して地方財政措置の拡充をすることとしている。

①児童福祉司等の職員配置基準

○2016年（H28）児童福祉法改正により

- ・児童福祉司 人口概ね7万人～4万人に1人 → 4万人に1人に改正
- ・児童心理司 児童福祉司2人につき1人の配置基準を規定

○2018年（H30.7.6）一時保護ガイドラインにより

- ・原則、個室対応を基本とし、個別対応が可能となるような職員配置・環境整備
- ・子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアの確保

○2018年（H30.12.18）児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）により

- ・児童福祉司 人口4万人に1人 → 3万人に1人のほか、里親担当、市町村担当の児童福祉司各1人の配置に見直し
- ・児童相談所の専門性強化

②本市の職員配置

○H29年度～H31年度の3年間において、段階的に児童福祉司及び児童心理司を増員しH28年改正児童福祉法の配置基準を満たす。

○児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）の配置基準では、さらに2022年度までに児童福祉司13人、児童心理司5人の計18人必要となる。

【本市の職員配置の経過】

(単位：人)

年度	H19～ H24	H25～ H27	H28	H29	H30	R1	R2～ R4	R7	R10
職員総数 (非常勤含む)	48～ 54	58～ 60	62	67 (+5)	74 (+7)	78 (+4)	96 (+18)	107 (+11)	113 (+6)

(増員職種)

児童福祉司	11～ 12	15	15	17 (+2)	19 (+2)	21 (+2)	34 (+13)	41 (+7)	45 (+4)
児童心理司	5	5	5	7 (+2)	9 (+2)	11 (+2)	16 (+5)	20 (+4)	22 (+2)

③児童相談所施設整備に係る国の地方財政措置

○2019年一般財源化前の国庫補助金相当額の起債に対する交付税措置の拡充

- ・一般財源化前の国庫補助金相当額の起債に対する交付税措置率を70%

※一般財源化前の国庫補助金相当額(事業費の1/2)の30%を普通交付税措置

○2020年次世代育成支援対策施設整備交付金の要綱改正

- ・児童相談所一時保護施設の整備費の充実
基準単価引き上げ、個別対応加算、親子生活訓練室整備加算、心理療法室整備加算の創設

○2020年一般単独事業、一般補助施設整備等事業の起債に対する交付税措置の拡充

- ・一般単独事業及び一般補助施設整備等事業の起債に対して交付税対象に拡大(措置率50%)

【児童相談所】

施設整備事業（一般財源化分） (充当率100%、交付税措置率70%)	一般単独事業 (充当率90%、交付税措置率50%)	一般財源
---------------------------------------	------------------------------	------

【一時保護所】

次世代育成支援施設整備交付金 (国庫補助1/2)	一般補助施設整備等事業 (充当率90%、交付税措置率50%)	一般財源
-----------------------------	-----------------------------------	------

(4) 児童相談所体制強化に必要な施設機能

①職員増員に対応する執務室の機能(執務室の狭隘化解消)

- ・10年後を見据えた柔軟に対応できる執務室スペースの確保
適正執務面積 6.25 m²/人 現在の執務面積 3.24 m²/人

②専門性の向上に必要な機能(専門性強化)

- ・虐待対応・相談件数増加に対応する相談室の増設
- ・各種ケース会議に対応する会議室の増設
- ・警察との連携による被害確認面接対応相談室の設置
- ・虐待対応の家族再統合プログラム対応相談室の設置
- ・心理面接対応の心理療法室の設置
- ・里親支援の拡充に対応する里親サロンルームの設置

③一時保護児童の権利擁護の充実に必要な機能(子どもの権利擁護)

- ・一時保護児童の定員増にも対応できる居室の個室化
- ・一時保護の増加が著しい幼児の幼児ユニット化(定員3名→定員10名)
- ・一時保護所内に心理療法室の設置
- ・ユニット化による小規模生活空間の創出
- ・LGBTなど、個別に配慮が必要な児童に対応するスペースの確保
- ・天候に左右されない一時保護児童のストレスケアに対応する運動場の設置
- ・親子生活訓練室の設置

2. 施設概況

①敷地概要

- 1) 計画地：新潟市中央区川岸町1丁目57番地1
- 2) 用途地域：都市計画地域/市街化区域
第二種住居地域/準防火地域
建蔽率：60% 容積率：200%
- 3) 敷地面積：約2,155㎡（委託仕様書より）
- 4) 道路関係：東側道路 白山浦川岸町線002062
（幅員10.8m：道路台帳による）
西側道路 中央2-101号線032101
（幅員3.7m+遊歩道：道路台帳による）

②周辺関連施設の概要

a.新潟市こころの健康センター

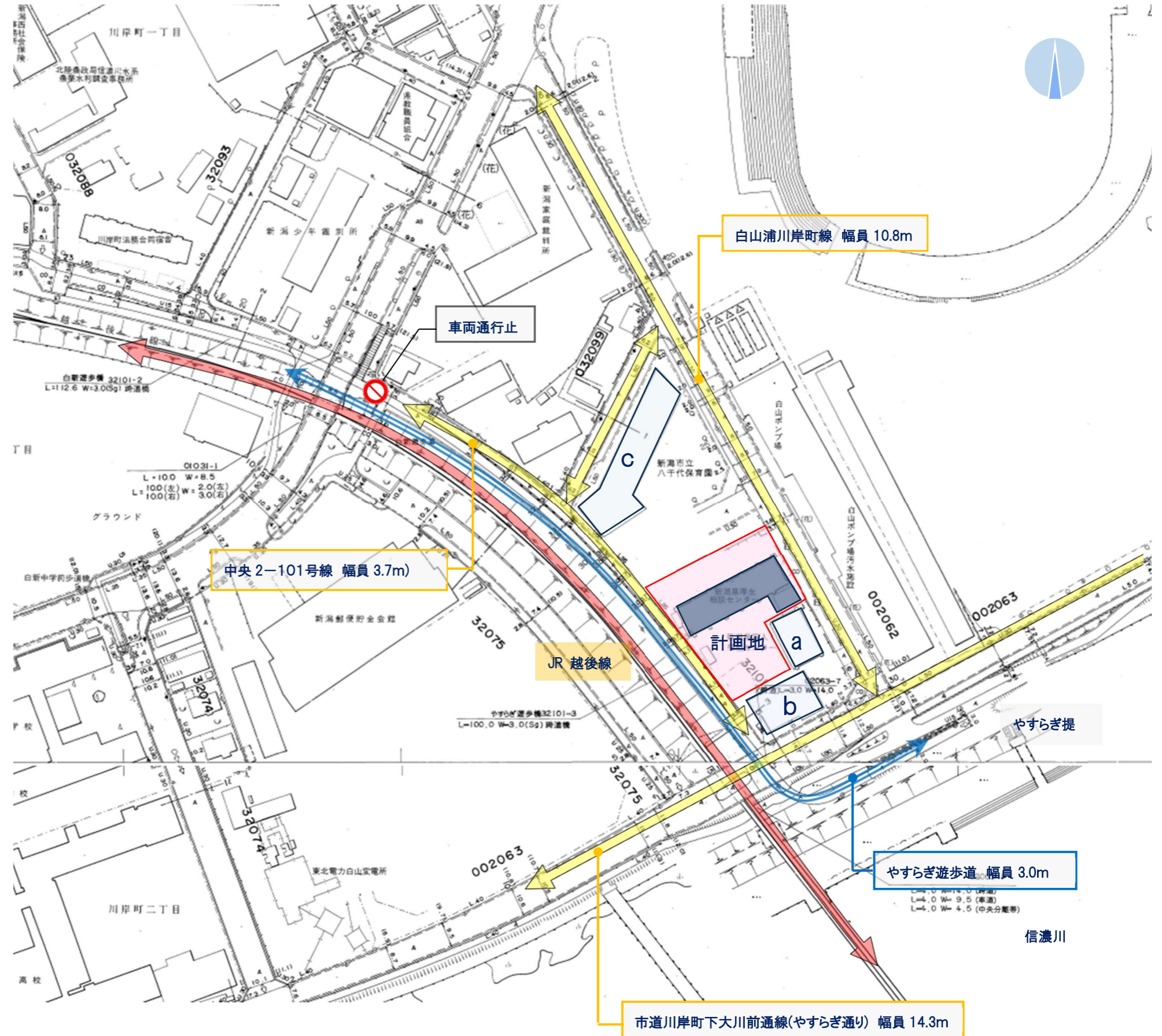
- ・精神保健福祉センターとして設置されている精神保健福祉の専門機関。
- ・グループ制、精神保健福祉室、いのちの支援室で組織。

b.新潟市乳児院「はるかぜ」

- ・乳児を入院させて養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設
- ・保護者の離婚や病気、養育困難、虐待など、さまざまな理由から家庭での適切な養育を受けられない児童、主に0歳から2歳児を養育し、退所後も児童の家族らに対し相談などの支援を行う。

c.八千代保育園

- ・保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行う。



3. 立地について

①. 現在の立地条件のメリット

○公共交通機関の利便性

- ・乳幼児を伴ったり、障がいがある市民が相談等で来所することから、交通アクセスが良いこと。

○相談者にとっての望ましい環境

- ・相談内容の特殊性から、相談者が他者と接触しない環境が望ましく、プライバシーに配慮した独立庁舎であること。
- ・相談者の中には、待合室で他者と一緒になることを好ましく思っていない方も少なくない状況であり、プライバシーに配慮した待合空間であること。

○周辺住民への配慮

- ・相談内容によっては、案件関係者との騒動や警察が臨場する場面があるため、周辺住民に影響を及ぼさない環境であること。
- ・一時保護所において、子どもにとって刺激が少なく、落ち着ける環境であること。

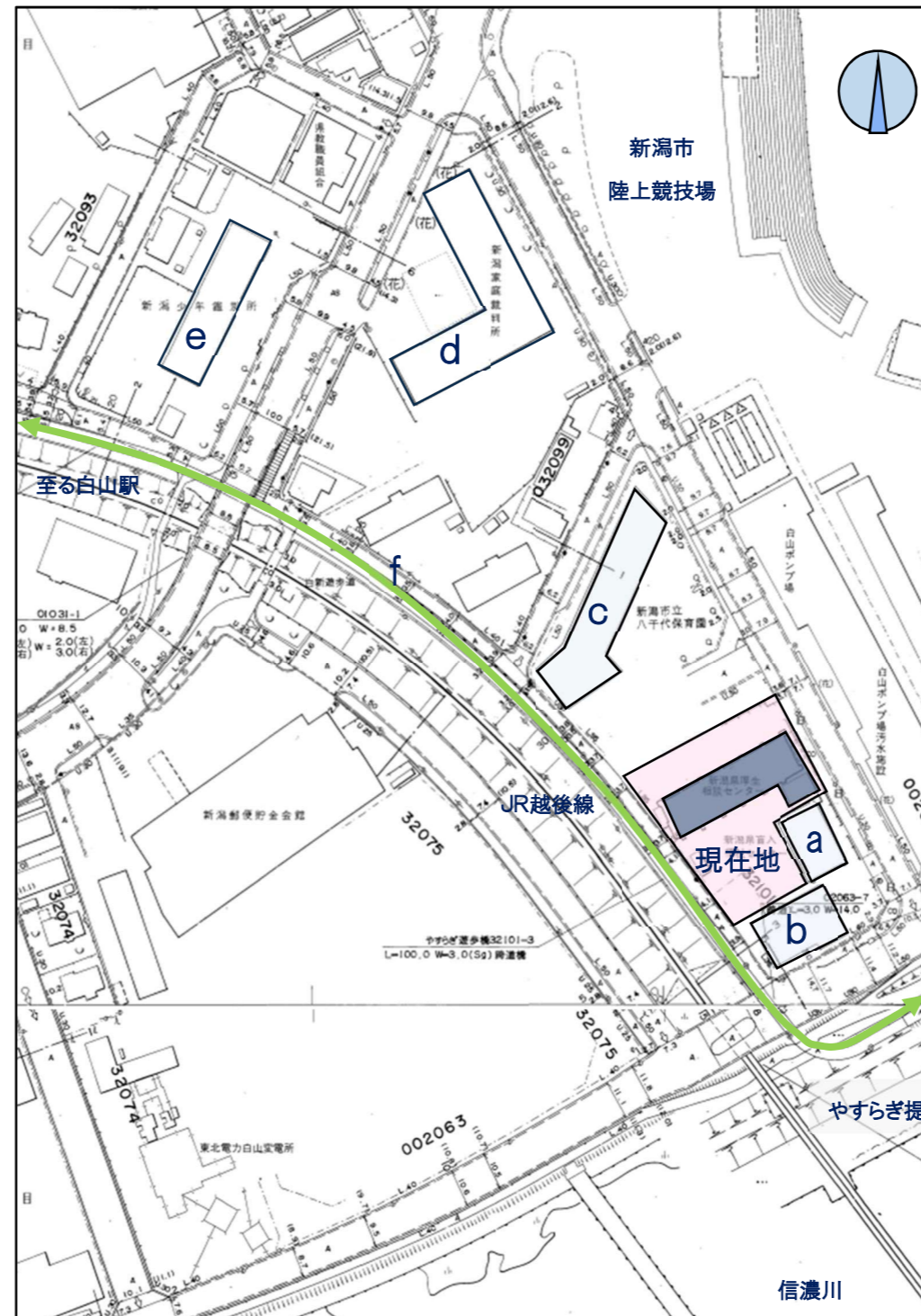
○関係機関との利便性

- ・乳児の一時保護は、一時保護所では対応できないため、乳児院(b)が近接していることで乳児院と連携が図りやすく、効率的な対応ができること。
- ・法的な処分が必要な場面が増えていることから、新潟家庭裁判所(c)、新潟少年鑑別所(e)と近接していることで効率的な連携ができること。

②. 移転にあたっての立地条件

○現在の立地条件と同等であること

- ・周辺環境には白山駅から児童相談所までをつなぐスロープ仕様のやすらぎ遊歩道(f)が整備されており、現在の児童相談所は、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の役割も備えているため、障がい者の方にとっては、他の立地にはないやさしい環境である。



凡例

- a.新潟市こころの健康センター／b.新潟市乳児院「はるかぜ」／
- c.新潟市立八千代保育園／d.新潟家庭裁判所／e.新潟少年鑑別所／
- f. やすらぎ遊歩道

○中央消防署、大畑少年センターの跡地に関して

- ・中央消防署、大畑少年センターの跡地などの市有地は、周辺住民に影響のある立地であり、住民の理解を得なければならず、時間も要すると想定される。

○第一分館の跡地利用に関して

- ・立地条件としては、現在の環境と同等と思われるが、「相談者のプライバシーに配慮した環境」という視点では、市役所本庁舎の利用者などの他者との接触が考えられることから、その点が解決できる仕組み等ができるか。
- ・一時保護所の環境としては、一時保護児童が窓から見える、児童も窓から声を出すことがあるため、立地条件としては望ましくない。

③. 基本構想での立地検討

○設置当時の施設整備の方針

- ・旧新潟県精神保健福祉センター（H6年まで旧県中央児童相談所）をH18年度に新潟県から土地・建物を買取り、所要の改修等を行い現在に至る。
- ・相談機関として市民からわかりやすく、公共交通機関等の利便性に優れている。
- ・相談者のプライバシーに配慮した独立庁舎である。
- ・一時保護所にふさわしい落ち着ける環境を有している。
- ・業務上の連携や精神障がいを含めた総合的な障がい相談に対応するため、「精神保健福祉センター」を同一敷地内に整備している。

○基本構想での立地方針

- ・上記設置当時の方針と、東京都「南青山」の児童相談所関連施設の建設にあたり、地元住民から反対意見が生じている紛争事例も踏まえ、立地は現在地が好ましい。
- ・現行施設はS43年建築であるが耐震補強されていることから、耐用年数として今後概ね30年は持続できるとされる。
- ・以上より本基本構想では、現有地での検討を前提とする。

4. 問題点の把握と計画の視点

①.児童相談所に求められていること

- 「法令」及び「運営指針」の遵守
 - ・児童相談所は、職員の配置人数、職種、資格などが法令で定められ、運営においては国の「児童相談所運営指針」で細かく定められており、その運営指針に基づき業務を遂行している。
 - ・昨今の死亡事案の影響で、今まで以上に運営指針の遵守が厳しく求められており、自治体の裁量が乏しい状況である。
- 児童虐待における「発生後の家庭支援の充実」
 - ・今後の児童虐待対策は、「予防」と「発生後の家庭支援の充実」と言われ、前者は地域での相談体制の充実（担当課：こども政策課、こども家庭課）であり、後者は国際的に運用されている「家族支援プログラム」を活用した家庭支援となる。
 - ・汎化された「家族支援プログラム」が多数あり、家庭状況に応じ使用するが、職員がそのスキルを習得するには時間を要し、一つの家庭に実施されるプログラムは数か月に及び、非常に労力を要する業務となっている。
- 問題を抱える児童へのケアの充実
 - ・虐待の影響で心に問題を抱える児童が増加しており、児童の成長に伴う虐待の連鎖や経済的貧困、精神疾患の罹患などが現在の課題となっている。
 - ・国では、児童相談所への権限の集中と併せて、トラウマや非行の治療、性的被害児のケアなど高度な専門性を求めており、業務の一層の増加が見込まれる。

②.児童相談所に対する研究者の視点

- 一時保護所の構造や運営に関する課題、予算に関する課題、非行児童への対応に関する課題、職員の負担感に関する課題

：論文）混合処遇による一時保護所の困難な構造、大澤朋子 著より
- ニーズにあった質と量が確保されていない。
 - ・ケアの質を保证する前提である予算、人事体制、研修体制の確保、職員数の確保
- 混合処遇の問題※2
 - ・個に応じた個別対応が出来ない建物構造や職員体制、職員の専門性の欠如

：論文）児童相談所一時保護所の現状と課題 花園大学 和田一郎 著より

※資料編 関連資料データを参照

③.現在の児童相談所施設の問題点

- 「建物形態の不適合」

現在の児童相談所は、1968（昭和43）年3月完成の50年を経過した建物であるため、児童相談所の実態と建築形態に不適合な状況が発生している。

 - 一時保護機能
 - ・児童個々の状態に合わせて一時保護居室を個室化出来ず、個に応じた個別対応が出来ない建築形態となっている。
 - ・中廊下形式の羊羹型の建物構造は、学校のように一直線の廊下の両側に機能別の部屋を順番に配置した生活感の無い建物構成となっている。
 - ・中廊下形式の建物構造は、児童個々の状態に合わせて見通しの利く保護環境をつくり出しにくい。特に一時保護所では基本的に談話室で過ごす時間が多いが、事務室から見守れる建物構成となっていない。
 - ・階段の蹴上げが200mmであり、頻繁に階を移動する幼児・児童が利用しにくい状況にある。
 - ・食材搬入がセキュリティ管理された一時保護ゾーンを通過しているため、生活動線と搬入動線が交錯した状況となっている。
 - ・コンクリート製の間仕切り壁が多く、多様化する児童の状態や増大する一時保護数など、建物構造が変化に対応した改修が出来にくい状況となっている。
- 「建物規模の不足」

児童相談所の業務件数の増大に、建物規模（面積）が不足している。また実態に即していない諸室規模となっている。

 - 相談所機能
 - ・相談室と担当職員不足により新規相談は2ヶ月待ちの状況である。
 - ・大会議室を仕切って相談室として活用する場合もあるが、防音面で問題があり、待たされている間に相談を断念するケースが増えるのではないかと懸念している。
 - ・相談者が待機する待合室が狭いため、互いのプライバシーが保てない。
 - ・身体障害者更生相談機能である、日常生活動作 ADL（Activities of Daily Living）判定ができる十分なスペースが確保出来ていない。
 - ・大小様々な会議に対応できるようなフレキシブルな会議室がない。
 - 事務機能
 - ・急増する相談、一時保護件数による職員数の増員に対して、H30年度の市役所本庁衛生委員会による職場巡視から指摘があり、二酸化炭素濃度が基準値以上であること、職員1人あたりのスペースや通路がかなり狭いこと、休憩室や休養室が設置されていないことなどの改善事項が挙げられ、今後、職員を増員予定の場合は、施設の改修も含めて十分に検討するよう巡視結果が通知されている状況であるなど、事務スペースの改善が必要である。
 - ・職員の増員等を視野に入れた広さが確保できていない。
 - ・ケース書類を管理する十分な保管庫が確保されていない。
 - 一時保護機能
 - ・一時保護が増加続きであり、保護事由が虐待などの養護を必要とするケースから、触法、ぐ犯などの非行ケースまで多岐にわたり、保護事由が異なる児童を混合して処遇している状況が続いている。
 - ・定員数を上回ることがないが室数（13室）を上回る人数を保護しており、個別的なケアを必要とする場合でも個室を提供できず、適切な処遇の提供が難しくなっている。
 - ・狭い空間に混合収容するため、プライバシー侵害やこども同士のトラブルが発生する。
 - ・談話室が狭く、幼児のための児童がプレイルームで過ごす状況がある。
 - ・幼児は単独エリアとすることが望ましいが、現在の一時保護所では児童と女子混在するが同一フロア構成となっている。
 - ・女子フロアに静養室が無いため、宿直室を代用している。
 - ・食堂の面積が不足しているため、食堂で食事がとれない児童が発生している。
 - ・乾燥室がなく、廊下で物干しを行っている。
 - ・収納スペースの不足により、一部の廊下を収納スペースとしている。
 - ・現在の浴室は多人数で入浴できる浴室のほか、女子棟のみ個別対応できるユニット型浴室が設置されているが、男女問わず状況に応じて個別対応できるユニット型浴室の増設整備が必要である。
- 「建物の老朽化、法令の不適合」

建物の老朽化による不具合が起きている。

 - ・排煙窓開閉の不具合がある。
 - ・非常用照明器具の不良がある。
 - ・厨房天井内配管からの漏水がある。
 - ・外壁や雨樋の劣化みられる。

④.計画の視点

- 共通
 - ・機能をとめない増築改修計画
 - ・プライバシーに配慮した空間の実現
 - ・セキュリティに配慮した建築の実現
 - ・相談機能の数と狭隘化の改善
 - ・職員の負担感を軽減する空間の実現
 - ・必要機能諸室の確保
 - ・老朽化による不具合箇所の改善
 - ・法令不適合箇所の是正
- 小規模増築計画
 - ・混合処遇の改善に向け、個別対応できる個室化の実現
 - ・男女一時保護の不足機能の整備（女子静養室、収納スペースなど）
 - ・見守りに配慮した一時保護空間の改善
- 大規模増築計画
 - ・混合処遇の改善に向け、個室・個別対応できる小規模なユニット化の実現
 - ・男、女、幼児別や非行児童や兄弟での入所など多様化する個別的問題、状態に応じて柔軟に対応出来る空間の実現（プライバシーの確保、居場所の確保）
 - ・職員と信頼関係を築く、寄り添う空間の実現
 - ・見通しのきく見守り空間の実現
 - ・健康的に過ごせる空間の確保
 - ・閉鎖感の少ない空間の実現
 - ・安心安全で生活感のある癒しの空間の実現
 - ・生活動線と施設動線の交錯のない動線の実現

■児童相談所整備事業に係る基本構想

現況・配置図

整備・配置図

